

(様式第4号)

取得財産管理台帳

作成日:

	財産1	財産2
取得者		
財産名		
型式等		
数量		
金額 (税抜)		
取得年月日		
保管場所		
使用目的		
備考		

- (注)
- 取得した処分制限財産については5年間、処分(補助事業目的外での使用、譲渡、担保提供、廃棄等)を行う場合は事前に廿日市市産業まちづくり委員会(以下「委員会」といいます。)の承認が必要となり、処分終了後補助金の返還をしていただきます。
 - また、補助事業終了後において委員会が年に1回以上行う処分制限財産の現状確認について速やかにご対応をいただくようお願いします。
 - なお、対象物が単価50万円(税抜)未満であっても、複数の対象物をあわせることで一つの財産取得なり、その価格が50万円(税抜)以上となる場合は処分制限財産として扱われます。
 - 財産が2つある場合は「財産2」を記載してください。